

審査申出書の書き方

- 1 審査申出書は、正副2通を作成してください。なお、記載事項に不備がある場合は補正を求めることとなりますから、ご注意ください。
- 2 審査申出書の頭書部分に、審査の申出に係る年度、土地・家屋の別、審査の申出年月日をご記入ください。なお、土地・家屋の双方について審査申出をする場合であっても、審査申出書は1枚にまとめていただいて結構です。
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、または代理人によって審査申出をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の住所、氏名及び電話番号を「代理人等」の欄にお書きください（審査申出人、代理人等共に押印は不要です）。また、代理人によって審査申出を行う場合は、代理権及びその範囲を証する書類（委任状）を提出してください（様式は問いません）。
- 4 審査申出人が法人等の場合は、代表者の資格証明書（商業登記簿謄本又は法務局発行の資格証明書）及び代表者から意見陳述をされる方への委任状（意見陳述をする場合又は口頭審理に出席する場合）が必要です。
- 5 「審査申出物件の表示及び処分の内容」欄には、一筆又は一棟ごとにお書き下さい。物件が3件以上のときは、審査申出書の「継続紙」をお使いください。
「物件の所在地」欄は、住居表示ではなく、地番表示をお書きください。

6 「審査申出の趣旨」欄には、審査申出人が委員会に求める結論をお書きください。例えば、「価格を〇〇円とすることを求める、価格決定の取消を求める、価格の引下げを求める」等となります。

7 「審査申出の理由」とは、審査申出を正当化せしめる法律上及び事実上の根拠をいい、審査申出人の具体的な主張又は理由をお書きください。この欄に書ききれないときは、別紙を用いてください（様式は問いません）。また、審査申出人の主張を裏付ける資料等があれば添付してください（別紙及び資料等は、いずれも2部、コピー可）。

なお、審査委員会には、当該年度の課税台帳に登録された価格（評価額）以外の事項、例えば価格の決定手続きの合憲性等について判断する権能はありません。審査委員会が行う審査は、事実の審査すなわち実体的な真実の発見や、価格の決定が固定資産評価基準に従って適正に行われているかどうかを確認すること等を目的とする審査であり、審査決定もまたこのような事実審査の結果に基づいて為されます。従って、審査委員会の権能又は審査の範囲を十分にご理解の上、書類を作成してください。

8 不服の審理は書面によることを原則としておりますが、審査申出人は、予め申請を行い、審査委員会に対して意見陳述を行うことができます。

「意見陳述を申請する・しない」欄は、いずれかを○印で囲んでください。なお記入の無いときは、意見陳述の申請が無いものとして取扱います。また、意見陳述を申請されない場合には、書面審理によって審理されます。

9 お問い合わせ等は、下記までお願いします。

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

宝塚市固定資産評価審査委員会事務局

TEL (0797) 77-2163 (直通)